

特別養護老人ホーム船橋笑寿苑
ユニット型指定介護老人福祉施設事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人修央会が設置する特別養護老人ホーム船橋笑寿苑（以下「施設」という。）において実施する指定地域密着型介護老人福祉施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、指定地域密着型介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、入居者の意思及び人格を尊重し、入居者の立場に立った適切な指定地域密着型介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供する事を目的とする。

(運営方針)

- 第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとする。
- 2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立った施設サービスを提供すよう努めるものとする。
 - 3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めるものとする。
 - 4 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 5 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
 - 6 前5項のほか、「船橋市指定介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和6年条例第28号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 特別養護老人ホーム 船橋笑寿苑

(2) 所在地 千葉県船橋市大穴北4丁目25番15号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設の従業者の職種、員数及び職務内容は次の各号のとおりとする。

(1) 施設長（管理者） 1名

（指定短期入所生活介護、指定通所介護、指定介護予防短期入所生活介護、指定介護予防通所介護を兼務）

- ・ 専ら当該施設の職務に従事する常勤とする。ただし、当該施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務に従事する。
- ・ 施設の従業者の管理及び施設入居申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ・ 施設の従業者に「ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基本方針並びに設備及び運営に関する基準」の規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1名以上 （以下「計画担当施設ケアマネ」という。）

- ・ 入居者の施設サービス計画原案の作成及び必要に応じて当該計画書の変更を行う。

(3) 生活相談員 1名以上

- ・ 入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 介護職員 常勤換算13名以上

- ・ 入居者の日常生活の介護、相談及び援助業務を行う。

(5) 看護職員 1名以上

（指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護業務を兼務）

- ・ 入居者健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を行うとともに、医師の診療補助及び医師の指示を受けて入居者の看護を行うほか、施設の保健衛生業務に従事する。

(6) 機能訓練指導員 1名以上

（看護職員若しくは介護職員のうち機能訓練指導員に任命された者で兼務）

- ・ 入居者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う。

(7) 管理栄養士 1名

（常勤、指定短期入所生活介護、指定介護予防短期入所生活介護を兼務）

- ・ 入居者に提供する食事の管理、入居者に対する栄養指導に従事する。

(8) 医師 1名（非常勤兼務、施設協力病院からの医師又は委託医）

- ・ 医師の職務は、入居者の診察及び健康管理並びに保健衛生指導を下記の条件に基づき行う。

① 勤務日数 原則として週1回の固定曜日（月4回を限度とする。）

- ② 勤務時間 午後 12 時 30 分～午後 2 時 30 分とする。
- ③ 勤務場所 所在地：船橋市大穴北 4 丁目 15 番 15 号
施設名：特別養護老人ホーム船橋笑寿苑診療所

(入居定員及び定員の遵守)

第 5 条 施設の入居定員は、29 名とする。

2 ユニット 定員 10 名、1 ユニット 定員 9 名

- 2 市町村が行った措置により入居等やむを得ない場合を除き、入居定員を超過しないものとする。
- 3 施設は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させることはしない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(施設サービスの内容の説明及び同意)

第 6 条 施設は、入居者に対し適切な施設サービスを提供するために、当該施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等が記載された重要事項説明書を交付して説明を行い、入居申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止、サービス提供困難時の対応)

第 7 条 施設は、入院治療の必要がある場合その他入居者に対し、自ら適切な施設サービスの提供が困難な場合を除いて当該サービスの提供を拒んではならない。

- 2 前項の理由によるサービスの提供が困難な場合は、適切な病院や診療所又は、介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格の確認)

第 8 条 施設は、施設サービス提供の開始に際し、入居者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

- 2 施設は、前項の被保険者証に法第 73 条第 2 項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供できるように努めるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 9 条 施設は、入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかの確認を行い、申請が行われていない場合は、当該

入居申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助をおこなうものとする。

- 2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前にはなされるよう必要な援助を行うものとする。

(入退居)

第10条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供する。

- 2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

- 4 施設は、入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、施設の生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の間で定期的に協議し、検討する。

- 5 施設は、前項の検討を踏まえて、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退去のために必要な援助を行うものとする。

- 6 施設は、入居者の退去に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービス提供の記録)

第11条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(利用料等の受領)

第12条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービス費に該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(以下「施設サービス費用基準額」という。)から当該施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者から

支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じることが無いように努めるものとする。

3 施設は、前2項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) 居住に要する費用
- (3) 理美容代
- (4) 入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの。

4 前項第1号から第3号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ入居者又は、その家族に対し、当該施設サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得るものとする。ただし、同項第1号から第3号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の発行)

第13条 施設は、法定代理受領に該当しない施設サービスに該当しない施設サービスに係る利用の支払いを受けた場合は、その提供した施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した「サービス提供証明書」を入居者に対して交付する。

(施設サービスの取扱方針)

第14条 施設は次条に規定する施設サービス計画に基づき、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資する、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。

2 施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように配慮して行うものとする。

3 施設の従業者は、施設サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行うものとする。

4 施設は、施設サービス提供に当たっては、入居者本人者又はその他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない。

5 施設は、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 6 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を3月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員、その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。
- 7 施設は、自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（施設サービス計画の作成）

第15条 施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画作成担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けることにより、総合的な計画となるように努めるものとする。
- 3 計画作成担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者についてその有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 4 計画作成担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において計画作成担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 5 計画作成担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成するものとする。
- 6 計画作成担当介護支援専門員は、施設サービス計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなる「サービス担当者会議」の開催又は当該担当者への照会等により、専門的な見地からの意見を求め調整を図るものとする。
- 7 計画作成担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその

家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得るものとする。

- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者について継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、定期的に入居者に面接するとともに定期的にモニタリングの結果を記録する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、入居者が要介護更新認定を受けた場合又は、要介護状態区分の変更の認定を受けた場合においては、サービス担当者会議を開催若しくは、照会し、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
- 12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更に準用する。

（介 護）

第16条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 施設は、入居者の日常生活における家事を入居者がその心身の状況に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。
- 3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、1週間に2回以上、適切な方法により入居者に入浴の機会を提供するものとする。ただし、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもって入浴の機会の提供に代える。
- 4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行うものとする。
- 5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えるものとする。
- 6 施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うことに努め、その発生を予防するための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することで褥瘡発生の予防効果を向上させる。
- 7 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。
- 8 施設は、常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

- 9 施設は入居者に対し、その負担により当該施設の従業員以外の者による介護を受けさせないものとする。

(食事の提供)

第 17 条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供しなければならない。

- 2 施設は、入居者が可能な限り離床して、共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

- 3 食事の時間は、特段の事情がない限り、次のとおりとする。

朝食 午前 8 時、昼食 正午、夕食 午後 6 時

- 4 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な提供時間を確保するものとする。

- 5 施設は、入居者が相互に社会関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援するものとする。

(相談及び援助)

第 18 条 施設は、入居者の生活の向上を図るため、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助をする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 19 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

- 2 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

- 3 施設は、入居者の多様な外出の機会を確保するよう努めるものとする。

(機能訓練)

第 20 条 施設は、入居者に対し、その心身状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(栄養管理)

第 21 条 施設は、入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うものとする。

(口腔衛生の管理)

第 22 条 施設は入居者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うものとする。

(健康管理)

第 23 条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

(施設の入居に当たっての留意事項)

第 24 条 入居者は、施設内において次の各号に掲げる行為は行わないものとする。

- (1) 自己が信ずる宗教及び思想信条を他の入居者へ強制することや攻撃すること並びに口論や喧嘩、窃盗等による他の入居者への迷惑行為、施設の秩序及び風紀を乱すこと。
- (2) 施設内及び施設敷地内で喫煙すること。
- (3) 施設及びその設備の破損、汚損すること。
- (4) 決められた物品以外の物品を施設内に持ち込むこと。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第 25 条 施設は、入居者について病院又は診療所に入院する必要がある場合であって、入院後概ね 3 か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居することができるようにする。

(入居者に関する市町村への通知)

第 26 条 施設は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅延なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに施設サービスに関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時の対応)

第 27 条 施設は、現に施設サービスの提供を行っているときに、入居者に病状の急変その他緊急事態が生じた場合のため、あらかじめ施設の医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておくものとする。

1. 電話連絡 固定電話又は携帯電話を使用して、必要な情報の共有を図る。
※ 事業所の看護職員が必要と判断した場合、配置医師に連絡する。
2. 協力体制 24 時間の支援体制を原則とする。
 - (1) 入居者の入院受け入れ体制
 - (2) 医師の派遣体制
 - (3) 外来診察の対応
(施設契約協力医療機関、夜間及び休日は救急外来での対応)
 - (4) その他、やむを得ずその体制がとれない場合は、他の緊急時受診・専門外来受診協力医療機関と連携を行い、支援体制を構築する。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第 28 条 計画担当介護支援専門員は、第 15 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入居申込者の入居に際し、当該者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、当該者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、当該者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討すること。
- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、当該者及びその家族の希望、当該者が退去後に置かれることとなる環境等を勘案し、当該者の円滑な退去のために必要な援助を行うこと。
- (4) 入居者の退去に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携すること。
- (5) 第 14 条第 5 項に規定する身体的拘束の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。
- (6) 第 38 条に規定する苦情の内容等を記録すること。
- (7) 第 40 条に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。

(勤務体制の確保等)

第 29 条 施設は、入居者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう、従業員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 施設は、施設サービスの提供に当たっては施設の従業者によって行うものとする。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

(1) 昼間については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員又は看護職員を配置する。

(2) 夜間及び深夜については、2 ユニットごとに 1 人以上の介護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置する。

(3) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置する。

3 施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を次のとおり確保する。その際施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内に 5 日以上行う

(2) O J T 研修 採用後従業者に対して継続的に行う

(3) 従業者全体研修 年間 3 回以上行う

(4) 派遣研修 随時積極的に派遣する

(非常災害対策)

第 30 条 施設は、非常災害に関する具体的計画（消防計画、風水害、地震等の災害に対処するもの）を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員及び入居者並びにその家族に周知するとともに、定期的（年 3 回）に避難訓練、救出訓練その他必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第 31 条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年 2 回以上）に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第 32 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うものとする。

2 施設、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 当該施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の対策を検討する委員会を概ね 3 月に 1 回以上開催（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該施設における感染症及び食中毒の予防まん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修、訓練を定期的（年 2 回以上）に実施すること。
- (4) 前第 3 号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行うこと。

(協力病院等)

第 33 条 施設は、入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定めておくものとする。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(掲 示)

第 34 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持)

第 35 条 施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を第三者に漏らしてはならない。

2 施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、次の各号に掲げる措置を講じる。

- (1) 従業者は、業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を保持する。
- (2) 従業者であった者に対して、業務上知り得た入居者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- (3) 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際に

は、あらかじめ「個人情報の使用に係る同意書」により入居者の同意を得ておくものとする。

(広告)

第 36 条 施設は、当施設において広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第 37 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することはしない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退去者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受することはしない。

(苦情処理)

第 38 条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付ける窓口を設置するとともに「社会福祉法人修央会苦情解決に関する取り扱い指針」則り、必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 施設は、提供した施設サービスに関し、法第 23 条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市町村職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。また、市町村からの求めがあった場合には当該改善の内容を市町村に対し報告しなければならない。

4 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康団体連合会が行う法 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めなければならない。また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に対し報告しなければならない。

(地域との連携等)

第 39 条 施設は、施設サービスの提供に当たっては入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、当該施設が所在する市町村の職員又は、当該施設が所在する区域を管轄する法第 115 条 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、当該サービスに知見を有する者等により構成される協議会を設置（以下「運営推進会議」という。）し、概ね 2 月に 1 回以上、運営推進会議に対し、サービスの内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。

- 2 施設は、前項の報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、当該記録を公表するものとする。
- 3 施設は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。
- 4 施設は、その事業の運営に当たっては、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 40 条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的（年 2 回以上）に行う。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村及び入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。
 - 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
 - 4 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害の賠償を速やかに行うものとする。

(虐待の防止)

第 41 条 施設は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 施設における虐待防止のための指針を整備すること。
 - (3) 施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年 2 回以上）に実施すること。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 施設は、施設サービスの提供中に、当該施設の従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速や

かに、これを市町村に通報するものとする。

(会計の区分)

第 42 条 施設は、施設サービス事業の会計をその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第 43 条 施設は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 施設は、入居者に施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 第 11 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第 14 条第 5 項に規定する身体的拘束の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 第 26 条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 第 38 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 第 40 条第 3 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 第 39 条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(説明の同意確認)

第 44 条 事業所は、第 6 条の規定に基づいて、入居申込者又はその家族に対して文書を用いて行った説明に対し、同意を得たときは、その旨を記す当該文書を 2 部作成し、施設及び利用申込者又はその家族がそれぞれ 1 部ずつ保有する。当該文書の記載内容及び説明内容に変更が生じた場合も同様とする。

(委任事項)

第 45 条 この規程に定める事項のほか、施設の運営に関する重要事項は社会福祉法人修央会理事長と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

- ・ 虐待防止に関する項目追加。
- ・ 事業継続計画の策定等の項目追加。
- ・ その他、規程内容の充足及び軽微な修正。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。